

「筑紫」攷

北西鶴太郎

筑紫とは、何を意味するものであらうか。

遠い昔、朝廷における日本書紀の講筵にたづさはつた博士たちから、近世の国学者を経て、現代の碩学に到るまでの間に、さまざまの語源説が発表せられたが、今もなほ、定説として万人を承伏せしめるところの学的断案には到達してゐないやうである。この小論、もとより何の創見のあるわけではないが、貧しい書齋のかしこここに散見する先学の所見を並べ、をこがましくも仲裁顔をしてその中に立つてみようとするさゝやかないとなみに過ぎないのである。

諸説のうち、新しい科学的批判に堪へ、やすらかにうなづける学説があつて、もし、それが一人でも多くの賛同者を得るならば、本稿の目的は達するのである。

まづ、古事記、諸冊二神国産みの条に、「次に筑紫の島を生みき。この島も、また身一つにして面四つあり、面毎に名あり。かれ、筑紫の国を白日別と謂ひ、豊国を豊日別と謂ひ、肥の国を建

日向日豊久士比泥別と謂ひ、熊曾の国を建日別と謂ふ。」とある。

「筑紫」の文字は、古事記では、その分註をも合はせて、約七ヶ所に見えてゐるが、他の約四ヶ所では、「竺紫」或は「竺志」と書いてある。「筑」は、漢音「チク」、呉音「ツク」、「竺」は、天竺のヂクで、慣用音は「ヂク」であるが、漢音、呉音ともに「チク」、又は「トク」である。尤も「天竺」の場合は、上にある「ン」の同化作用によつて、「チ」の無声子音が有声化して「ヂ」となること常に見るところで、何等珍しい現象ではない。

日本書紀国産みの条には、「次生筑紫洲」とあり、その他には、筑紫、都久斯、竹斯など種々に表記せられ、また支那の史書北史には、竹斯国となつてゐる。

そこで、この語の音が、「ツクシ」か「チクシ」か一往問題となつてくるやうであるが、現に日本書紀にも「都久斯」と宛て、万葉集でも「豆久志」、「都久志」、「都久之」、「都久紫」、「尽」などと書かれ、豆、都、尽などは、どうしても「チ」とは読まれず、従つて吉田東伍博士が大日本地名辞書に、

是は、漢、韓人の、我地名を文字に写すにあたりて仮りたる者

にして、我固有の発音のツをば、チとひがめて写したるか、我
国語には、正しくツと唱ふることに、毫絲の疑なし。」
と断定せられたのに従ひたい。

○ 「ツクシ」の発音問題はこのくらゐにして、いよ／＼その語源説
へ移らう。

鎌倉時代の学者卜部兼方の釈日本紀には、次のやうな諸説が引
用されてゐる。今便宜の爲、漢文を口訳して掲げてみると、

「筑紫ノ洲、私記に曰ふ（私記とは、日本紀私記の略で、朝
廷における日本書紀の講義の控。その行はれた年度によつて、
弘仁私記、承和私記など呼ばれる。平安朝初期の断片数種が、
釈日本紀に載せられてゐる）、尋ねますが、この筑紫の洲といふ
名にどういふ意味がありますか。答へていふ、先儒の説に（筑
紫トイフ言葉ニハ）四つの意味がある。

（その一）この地の形が、木兎の体のやうであるから名づけた
のである。木兎と云ふのは、鳥の名である。（筆者いふ、今も耳
づくなどいふ猛禽類の鳥）

（その二）公望が案へるに、（公望とは、矢田部公望、平安朝
初期、朝廷で日本書紀を講じた博士の一人）筑紫風土記に次の
やうに云つてゐる。即ち、筑後国は、もと筑前の国と合せて一
つの国であつた。昔この両の国の間の山に、峻しく狭い坂があ
つて、往き來の人の駕つてゐる馬の鞍が摩り尽された。それで
土地の人が「鞍尽しの坂」といつた。

○ （その三）昔、この界に、荒らぶる神があつて、往來の人の半
ばは生き、半ばは殺され、その数が随分多いのであつた。因つて
この神を「人の命尽しの神」といつてゐた。その頃、筑紫の君、
肥の君等が占をして、今の筑紫の君たちの祖先甕依姫を祭主と
して、この神を祭つた。それから後は、路行く人も、神の祟り
を被らなくなつた。これをもつて筑紫の神といふのである。

（その四）さてその死んだ人を葬るために、この山の木を伐つ
て棺輿を造つたところ、その爲に山の木も「尽きなむ」とした
から、「尽し」の国と云つた。後これを二つの国に分けて、筑
前、筑後としたのである。」

これらの説話は、謂はゆる地名説明説話で、宗教文化史上の資
料としては貴重なものであるが、「ツクシ」の語源問題にとつて
は、科学以前の解釈たるを免かれぬ。周知のやうに、実はこの説
明の順序は逆で、これらの物語によつて地名が発生したのではな
く、まづ地名があつて後、その地名を解釈し説明せんがために、
後から物語が生まれたと見るのが、神話学の常識になつてゐる。
しかし、今暫くこゝに踏み止つて、これら四説に対する先学の
批判を聴いて見よう。

○ まづ、近世国学の先駆者である僧契沖は、その万葉集代匠記初
稿本において、

「日本書紀纂疏にいふ、地の形、木兎に似たり。和名に、ツクと
いふ。俗にいふ耳附の鳥なり。爾雅にいふ、木兎は鴉に似て小、

兎の頭、毛の角ありと。この木兎に似たるにより、ツクシと名づくるよしは、物に見えたる事にや。」と軽く述べてゐるに止つて、例の肥後風土記第一説以外には、一歩も出でゐない。

同じく、国学の第一人者本居宣長は、古事記伝第五巻に、「都久志といふ名の義は、筑後風土記に三つの説ある中の一つに、昔、この前と後との堺なる山に、荒ぶる神ありて、往きかふ人多に取殺されき。故、その神を人の命尽しの神となむいひける。後に祝ひ祭りて筑紫の神と申すとあり。この説さもありぬべく聞ゆ。今二つの説も、共に、尽しの意なれど、ひがごとと聞ゆ。又、書紀の私記に、国形の木兎に似たる故とあるを、世々の物知り人も用ひたれど、此も、ひがごとと聞ゆ。」といつて、前記釈日本紀四つの説における第三の説を肯定し、他の説を否定してゐる。彼は更に語をついで、

「式(延喜式)に、筑前の国御笠の郡筑紫ノ神ノ社あり。此の神なるべし。(又近き世に、貝原の某(益軒のこと)が釈名てふ物に、古へ異国より寇み来るを防がむがために、筑前の北の方の海辺に、石垣を多く築かせ賜ひし故に、築石の意ならむと云へる、是も由ありて思ゆれど、異国の賊を防がれしことは、上つ代には無き事なり。)」

と述べて、益軒の築石説は、一応尤な理由のある説のやうであるが、神代の古に、外国の寇賊を防禦した事実が存在しないから、石垣を築くわけもないと、結局益軒説を否定したのである。

国学界の鬼才橋守部は、何といつてゐるか。彼は、本居宣長の

説を反駁するのを事としてゐるが、その著「稜威道別」巻の三に、

「筑紫ノ洲、もと一国の名にて、豊、肥、熊、曾(薩摩、大隅)日向五国の名となれり。筑紫、後に(筑前、筑後)二国に分る事、景行紀(十八年)に見ゆ。尋いで、豊、肥も、前後に割れて、遂に九国の名となりぬ。名義、筑後風土記に三説あれど、皆取りがたし。貝原氏の説に、古へ異国より寇来るを防がん為に、筑前の北ノ浜に石垣を多く築かせ賜ひし故に、築石と云ふと云へる、是れ宜し。その由、蒙古軍記弁に弁へつ。」

と、益軒の説に賛意を表し、さうして、その蒙古諸軍記弁疑巻の一には、

「行囊抄に云ふ、『石だゝみとは、昔、異賊襲ひ来ん時の防ぎのため、箱崎の海辺に石垣をたゝみしをよみ給ふなるべし。此の国をつくしと名づけし事、古説まち／＼なり。されども、海辺に石垣をおほくつきし故に、築石といふなるべし』といへり。本居氏は、いろ／＼に云はれたれども、姑く此の記によるべし。貝原氏の風土記に云へるも、大旨此の趣なり。」

とあつて、石垣を築いたのは、異賊防禦の為のやうに説明してゐるが、同じ著者の雅言考には、

「此の国、高潮のおし寄する事やありけん、上つ代より石を築きたる所多しといへり。されば築石の義なるべし。」

と云つて、石を築いた事情を、こゝでは高潮のせむにしてゐる。若しこの説に依るならば、宣長の「異国の賊を防がれしことは、上つ代には無き事なり。」といふ論駁は免がれ得る。

尾崎雅嘉の「蘿月菴国書漫抄」も、「益軒文集」を引いて、異国

人のための築石説に従つて、「げにさもあらんかし。」と述べてゐる。これらによると、築石説は、近世に於ては、相当賛成者の多い学説であつたものと見える。

明治以後の学説はどうか。先づ古いところで、栗田寛博士の古風土記逸文考証の説であるが、木兎説に就ては、たゞ宣長説を引いて、「此の説を世々の物知り人も用ひたれど、ひがごとと聞ゆ。」と云つてゐるだけであり、馬の鞍が摩り尽くされたから名づけたといふ説も、「此の説も信けがたし。」と斥け、人の命尽しの神説を「此の説、さもありぬべく聞ゆ。」と取りあげ、山の木を伐り尽したからといふ説は、人の命尽し説によつて附合したものと思ふから、取りがたいとせられた。

飯田武郷翁の日本書紀通釈も、「人の命尽し」説である。

大槻文彦博士の大言海には、

「築石ノ約ト云フ。筑前統風土記（貝原益軒）ニ、筑紫ハモト、モロコシノ敵ヲ拒ガム為ニ、石垣ヲ築キタルヨリ、築石ノ義ヲ以テ、筑紫ノ国ト云ヒタリトアリ。」

とあるだけで、別に積極的に提出された意見は見られないが、多分築石説に傾いて居られたのであらう。

山田孝雄博士の古事記上巻講義には、

「古事記伝には、人命尽神の説を取つてゐる。それから宇都玖志であらうと記伝に云つてゐるが、結局わからない。併し、延喜式神名帳に、筑紫国御笠郡筑紫神社とあるが、この神ノ名と、筑紫ノ国とは、源は同一であることは疑ひない。」

と云はれ、次田潤氏の古事記新講には、

「筑紫の名義に諸説あるが、何れも穩当とは思はれないから引かない。」

と端的に述べられた。

八代国治博士の国史大辞典には、大要次のやうなことを云つてをられる。

人命尽し説、木兎説、又一説には、允恭天皇の時、異国から紫草を貢物として筑紫に着いたから名づけたといふが、共に信じがたい。貝原益軒は、築石の意だといひ、又、万葉集に「馬の爪都久志の崎」とあつて、わが国の西の端であるから、行き尽しの意からその名が起つたといふ説もあると述べて、どの説をも積極的に支持してはをられない。

吉田東伍博士も、大日本地名辞書で、築石説、行き尽し説は、「皆採り難きに似たり」と否定せられ、又美しの意だと説く者もあるが、附会の嫌ひがあるを免がれないと難じられたが、しかし、別にこれが妥当であるといふ自説も提出しては居られない。けれども、博士が筑前の筑紫郡「尽ノ坂」の解説に方つて、

「今筑紫村大字筑紫、原田等の坂路にして、南北に通せる古道、蓋し是なり。」といつて、前記釈日本紀に引用された筑後国風土記の記事を載せられた後、

「この尽ノ坂筑紫神、今に此地の旧跡なり。後世九州の総名に呼ばるゝも、もと山坂に出でし名なり。」

と筑紫の地名が、筑紫ノ神に縁故のある「ツクシノサカ」の「ツクシ」に由来すると説かれた点には、耳を傾けなければなるまい。

なぜかといふに、恰も大和が、もと大和の国山辺郡大倭の辺を中心とする一小区域の地名に過ぎなかつたものが、次第にその範圍を拡大して、大和一国の称となり、後さらに日本の総名となつたやうなものである。敷島なども同例で、それは元来、崇神天皇の都せられた磯城島といふ大和国内の一小区域における名称に過ぎなかつた。かうした地名内容の拡大發展は、常に見るところで、敢て異とするに足りない歴史地理上の事実である。

さて立ち戻つて「ツクシ」の語義であるが、これまで挙げ來つた諸説は、次にあげるやうな各所の地名に就いて、能く之を全面的に解説し得るかといふ点について再吟味しなければなるまい。外でもない。筑紫といふ土地は、単に筑前筑紫郡筑紫村筑紫に限らず、日本全国各地に亘つて、同名前の地の少なくないことである。しかも、それらが、悉く、筑後風土記のやうな地名伝説をもつてゐる訳でもなく、また、外国から侵入する賊を防禦する為に石垣を築いたやうな地形でもなく、更に高潮のうち寄せよう筈もない山中などに存在するからである。

今少しくそれらの地名を挙げてみると、摂津国三島郡、淀川の古き水駅に、筑紫といふのがある。

後撰集、雑の部にある、大江玉淵の女の歌の詞書に、「女ともだちのもとに、つくしよりさしぐしを心ざすとて」とあるのが、それであるが、今その所在が明らかでないから、地形の如何を確定的に説明することは困難である。

羽後河辺郡には、筑紫森があり、「筑紫森の千本種とは、稜石の

重疊して下垂すること、垂木の如くなるをいふ。山中に金峰神を祭る」と大日本地名辞書に出てる。

土佐の幡多郡には、「小筑紫」があり、松岡静雄氏の日本古語大辞典には、

「出雲国八束郡伊志見村と庄原村との間を横ぎる道路を、旧時ツクシ街道と称へた。此の辺から九州に通ずる街道があるべき筈はないから、ツクチ（筑道）の原義によつて名づけられたものとせねばなぬ」

と、氏は、新に、筑道説を提出せられた。即ち、氏の説によれば「ツクシは、ツク（構築）チ（道）の意で、ツクシは、其の転呼であらう。アイヌ語でも道をチクシといふ」と云はれるのである。

柳田国男氏の地名の研究には、

「羽後の神宮寺町の附近に、細く高い二座の岩山があるのを、男ツクシ、女ツクシといふ（中略）陸奥宇曾利山の登路にも、湖の岸に大ツクシ、小ツクシの二小峯がある。是亦夫婦岩の類である。」といはれ、なほその他に、下野那須郡境村大字下境字御七五三、同芳賀郡市羽村大字多田羅字注連久シ、同大内村大字京泉字御神明標の地名を列挙せられて、「此等のシメツクシは、仮令そこに樹が無くとも、明かに其地点が、上総の所謂ヒヨウ、即地境なることを語るののである。標の和訓が、ツクシなることは、難波の津の濤標がこれを証明する。古くは万葉仮名で水咫衝石などと書いた為に、或は別の説明もあるか知らぬが、延喜式以来、ミヲのしるしは、常に木材を使用し、近世は専ら之をミヲ木と謂つた。石とは縁な

きは勿論、築く事であるといふ説も、尙疑はしい。語源は何であれ、標木の日本語は、シメであり、又ツクシであつた。」といはれ、又「峠をヒヨウといふのは、標木の標から来てゐる。ヒヨウは本来は境木のことであつたが、目的が境を定むるにあり、境には普通に木を立てた結果、ヒヨウは、境を意味し、従つて峠を意味することになつたのである。」と云はれたのは、紛々たる衆説に抽んで、まことに傾聴しなければならぬ卓説だと思ふ。

なぜならば、此の説に拠れば、全国各地に散在する筑紫は、恐らく峠か、嶺か、境か、それに類する地点であらうと推測せられ、たとひ異賊の襲来がなくとも、高潮がうち寄せなくとも、石垣を築かなくとも、人の命を尽さなくとも、ツクシと命名される理由が立派に存在するからである。氏は、我が九州の筑紫に就いては、管見の及ぶところ、別に言及して居られない。また九州の筑紫を、是等と同類のものと解される積りであつたか否かを知らぬ。

けれども、尽ノ坂は、筑後風土記の謂ふところに依れば、明らかに筑前、筑後の国境である。境であるが故に、ツクシと命名されたのであるとすれば、これも、全国に数多きツクシといふ地名の中に、たゞ一個の例を加へたに過ぎない事となつて、極めて安らかに、この地名の由来を解説することが出来るのである。

尙、氏の野草雜記には「ツクシは、自分の推定では濬標のツクシであつて、突立つた柱を意味する。(中略) 関東以北に於ては、特に設けられたる境の標示のみならず、天然の生木にもツクシの名を与へ、更に進んでは、稍尖つた山の峯の、特に目標となるものを、大ツクシ、小ツクシなどといふ例が多い。過大、過小の差

はあるが、転用といふ一事は、土筆のツクシも同じである。」

同氏の分類農村語彙には、

「大隅の肝属郡では、牛を草地に出して置く場合に、原のまん中に綱を繫いで置く短い杭をツクシといふ。即ち濬標などの標と同じ語である。」(因にミヨツクシは、水脈標であらう)と。

○ 一体、村の境、国の境は宗教文化史上或は民俗学上重要な地点である。古代信仰では異郷人(よそもの)を、呪力(魔力)の持ち主としてこれを恐れ、恐るゝが故に、之を敬した例証は夥しくある。従つて異郷人をば、恐怖疑懼の念をもつてこれに対し、若し村の生活をおびやかさうとする者であるならば、一切之を塞ぎとめる為に、その境には、必ず境の神が居て、之を監視したのである。これが境の神、塞への神であつて、謂はゆる道祖さんが、その代表的なものである。ツクシ坂の筑紫の神も、おそらくこの種の神霊であらう。昔の人が、異郷に旅をして、境の神の前を過ぎる毎に、その許しを求めたのは、その崇りを恐れたためであり、村人はまた境の神の加護、即ち異郷人に対しての神霊の崇りがなければ、安んじて旅人を通すことが出来なかつた。

古代人の信じた靈魂の力は、今日のそれとはよほど違つてゐる。たとひ身方の靈魂でも、死人の靈は崇つたと同時に、敵の怨靈であらうとも、祭り方がよければ、こちらに利用することが出来ると考へた。殊に境神としては、むしろ狂暴な位に崇る靈魂が望ましかつた。かの長柄の人柱のやうに、人を頼んで死んでもらひ、後で之を神と祭るといつたやうな残忍な行為が、村の境に行はれ

たことは、各地の人柱伝説が十分にこれを告げてゐる。通りがかりの旅人が、半ばいき半ば殺されるやうな荒ぶる神や人の命尽しの神が、峠や境に齋きまつられた理由も想像にかたくないであらう。

類話は、播磨風土記生野の条や肥前風土記佐嘉の郡にも散見する。即ち播磨風土記には、

「生野と名づけた所以は、昔、この処に荒ぶる神があつて、往來の人を半ば殺した。これに由つて死野と名づけた。後、品太の天皇（応神天皇）が、『こは悪しき名なり。改めて生野と為せ』と仰せられたので、生野といふことになつた。」

といふ。世に「梨（無し）の実」を反対に「有の実」といひ、齋宮の忌詞に、「死」を「奈保留」といふ類で、例の言靈信仰によつて、死を生に「告り直され、」転換されたのである。

肥前風土記には、佐嘉川の源、山の川上に荒ぶる神があつて、「往來の人、半ば生き半ば殺にき。こゝに県主等が祖大荒田、占問ひき。時に土蜘蛛、大山田女、狭山田女、二の女子ありて云ひしく、『下田の村の土を取りて、人形、馬形を作りて、この神を祭祀らば、必ず応へ和むことあらむ』と申しき。大荒田、すなはちその辞のまにま、この神を祭りしに、神この祭を飲けて遂に応へ和みき。こゝに大荒田云ひしく、『この婦は是く實に賢し女なり。故、賢し女を以ちて国の名とせむと欲ふ』と申しき。因りて賢女の郡といふ。今、佐嘉の郡といふは、訛れるなり。」とある。

荒ぶる神の祟りによつて、往來の人々の半数は命が尽きたとい

ふ、正にそのやうな状況に今一步の危機を、筆者もかつて、この身を以て体験した記憶がある。郷国（和歌山県）大鳴山を突破しようとして、峠にさしかゝつて一步も前進することが叶はず、坐ることも、はふことも出来ないばかりか、路上に倒れ、頭の帽子をとらうとしても、手をあげることさへ出来ぬ全くの虚脱状態に陥り、その中に気が遠くなつて、五六人の学生にかつがれて、山麓の寺院に運ばれるまでは、全く意識を失つてゐた。奇妙なことには、お寺で握飯を与へられ、瞬く間に三四個平げてしまふと、今下りて来た山路を、かけ登りもしかねまじいくらゐに生気を取り戻したことである。こんな状態に陥ることを、わが方言で、「ダリに憑かれた」といふ。九州では「ダラシにつかれた」といふ由、謂はゆる「ヒダル神」のことである。

古代には、かうした現象もさぞかし頻々と起つたことだらうと想像される。

さてかうした祟りの神を、前記釈日本紀第三説では、筑紫の君等の祖先甕依姫を祭主として、「人の命尽しの神」を祭らしめたので、爾後、路行く人も、神の祟りを被らなくなつたといふ。してみれば、「人の命尽し説」も、信仰上からは、筑紫とまんざら無関係でもないことになる。

甕依姫の依姫は、神の憑る姫、神ののり移れる巫女であるらしいことは、その名称に依つて察しられ、甕は、或は播磨風土記に出てゐる甕の坂の物語などと、何等かの関係があるかも知れぬ。

播磨風土記にいふ。

「昔、丹波と播磨とが国境を定めた時、大甕を掘り埋めて、国境

を定めた。だから甕の坂といふのである。」と。

土地領有の呪術的（魔力的）な方法として、境に神が杖を立てた話は、播磨風土記にも出てゐる。標の杖は、亦ツクシでなければならぬ。大祓の祝詞に、天つ罪として挙げられた串刺も、亦シメであつて、土地占有の標として呪術のために立て、従つて禁制（ダブ）のついでであるから、これを犯す者は、靈の祟りを受けねばならない。大祓の串刺は、他人のすでに占有してゐる土地を奪はんが為に之を立てる意であること、釈日本紀（巻七、クシサシの条）の説の如くであらう。境の標に樹を植ゑ、石を立て、塚を築く風習は、周知の通りであるが、古代信仰では、石や樹や塚は、それ自身神の住処であり、住処となつてゐる間は、又神それ自身でもあつた。かうして見れば、ツクシといふ語の起源の面から見れば、科学以前であつた筑後風土記の伝説も、これを民俗学の方面から見れば、科学の上から説明のつかぬ資料でもなかつたのである。

（附記）この小稿は、昭和二十一年十一月、「月刊西日本」に「筑紫とは何か」と題して発表した一夜づくりの旧稿に多少の訂補を加へたものである。書物拂疵の当時こそいくらか紹介の意味もあり得たか知れぬが、今となつては、時代おくれで、「攷」などは、仰々しく、恥さらしの感があつて心苦しい。けれども執筆予定の月余、病褥にあり、葉書も書けない状態に沈んで、大鏡論稿の文責を果し得ず、ただ與へられた紙面を塞いだに過ぎないものであることを諒とせられたい。

——本学教授——